

最高裁判所 50 年の歴史

最高裁判所のあゆみ

・最高裁判所の発足

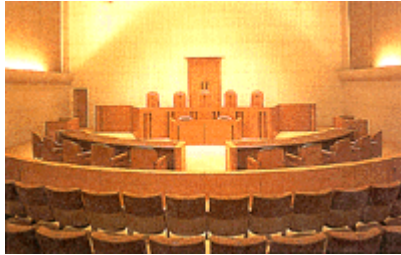


日本国憲法(国立公文書館所蔵)

昭和 21 年 11 月 3 日、日本国憲法が公布され、翌昭和 22 年 5 月 3 日の施行と同時に、最高裁判所が発足しました。我が国では、明治 23 年に施行された明治憲法により、近代的な三権分立主義を基調とした裁判所の制度ができました。しかし、明治憲法下における三権分立は、司法裁判所とは別に行政裁判所や軍法会議などの特別裁判所が設けられ、行政府の一員である司法大臣が司法行政権を掌握しているなど、必ずしも完全なものではありませんでした。

日本国憲法においては、国民主権の下に、三権分立が名実ともに確立されるとともに、基本的人権の尊重が明示され、これらに伴って、民法、刑法、刑事訴訟法等の多くの法令が改正されました。そして、裁判所は、行政府から完全に独立して司法行政権を含む司法権の主体となりました。また、行政裁判所のような行政府の下にある特別裁判所の設置は禁止されました。さらに、裁判所は、すべての法令及び行政府の処分が憲法に適合するかしないかを決定する違憲審査権を有するものとされたのです。

・最高裁判所の機能



最高裁判所小法廷

最高裁判所は、憲法によって設置された我が国における最高の裁判所で、長官と14人の最高裁判所判事によって構成されています。

最高裁判所は、上告や特定の抗告などについて裁判権を持っています。最高裁判所における裁判は、裁判官全員で構成する大法廷と、5人ずつの裁判官で構成する三つの小法廷とにおいて行われます。最高裁判所が受理した事件は、まず小法廷で審理しますが、事件の性質上、法律、命令、規則又は処分が憲法に適合するか否かを判断するとき並びに法令の解釈及び適用について、最高裁判所の従前の判決とは異なった判断をしようとするときなどには、大法廷で審理しなければならないとされています。

また、司法権の完全な独立を守るために、訴訟に関する手続、弁護士、裁判所の内部規律及び司法事務処理に関する事項について規則を制定する権限や、裁判所の人事、予算等の運営を行う司法行政権が憲法上最高裁判所に与えられています。

・違憲審査権

違憲審査権は、法令等の内容が憲法に違反するものでないかを審査することのできる権限です。憲法が国の最高法規であって、これに反する法令等は効力を有しないとされていることを受けて、違反の有無を審査する権限が裁判所に与えられたのです。高等裁判所や地方裁判所などの下級裁判所にも違憲審査権がありますが、当事者の上訴があれば、最高裁判所が最終的に法令等が違憲かどうかを決定することになります。このため、最高裁判所は、「憲法の番人」と呼ばれています。

この違憲審査権は、いつでも行使することができるというのではなく、仮に法令等が憲法に違反する疑いがあったとしても、具体的な事件と無関係にその法令等の無効を宣言することはできません。

・憲法判例の蓄積

憲法により、裁判所はすべての法令等の憲法適合性を判断することができることとされたため、最高裁判所には、憲法違反を主張する上告事件等が續々と持ち込まれるようになり、これに応じて新たな憲法判断を示す大法廷判決が出されました。

代表的なものとしては、砂川事件判決など裁判所の違憲審査権の範囲に関する一連の判決、自作農創設特別措置法合憲判決など農地改革の合憲性に関する一連の判決、刑事被告人や被疑者の権利の保障に関する一連の判決、公安条例の合憲性に関する一連の判決等があります。

違憲の判断をした著名な判決としては、尊属殺人について特に重く処罰することを定めていた刑法の規定は、法の下での平等を規定した憲法第 14 条第 1 項に違反すると判断した判決などがあります。このほか、憲法の解釈が争われた最高裁判所の判決として、薬事法事件違憲判決、津地鎮祭事件判決等があります。

さらに、国会議員の定数配分を定めた公職選挙法の規定が憲法第 14 条第 1 項に違反するか否かが争われた事件で、各選挙人の投票価値の平等も憲法上要求されているとの考えを示し、この見地から定数配分規定が憲法に違反するか否かについての判断を示した判決が相次ぎました。最近でも、平成 4 年の参議院議員選挙(選挙区)についての判断を示した判決がありました。

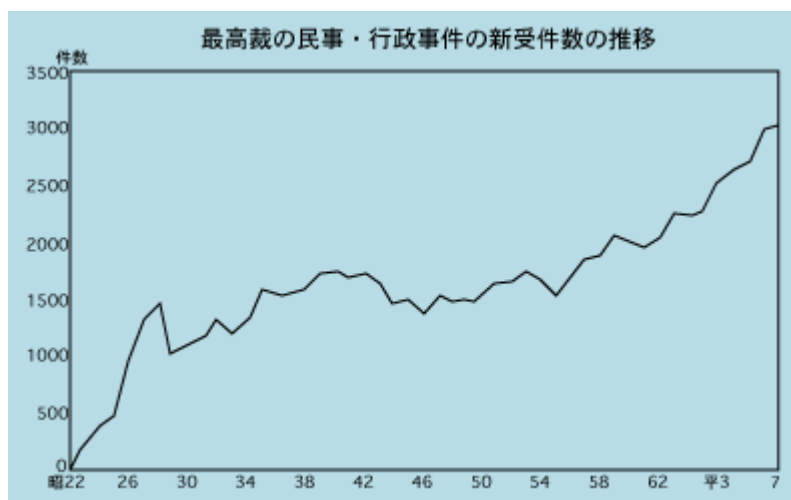
また、法廷で傍聴人がメモを取ることが許されるかどうか争われた事件で、法廷でメモを取ることは表現の自由などを定めた憲法第 21 条第 1 項の精神に照らし尊重すべきものであるとした判決があり、この判決を機に法廷内メモが、原則として、自由に認められることとなりました。

・裁判所制度の見直し

近年、社会や経済の仕組みがますます複雑になり、情報化、国際化等が進行するにつれて様々な紛争が発生し、裁判の内容が多様化してきました。このような状況の中で、最高裁判所としては、ますます増大する国民の期待にこたえるため、東京、大阪及び名古屋に統合された簡易裁判所を設置するなど、より良質の司法サービスが提供できるよう施策を講じてきました。また、民事訴訟の審理の一層の充実、促進を図るとともに、判決書を分かりやすく改善し、家庭裁判所や簡易裁判所での受付態勢を充実するなど、裁判所制度及び裁判運営の両面についても、時代の要請に即応した様々な見直しを検討し、実施してきました。

もちろん、現在も適正迅速な裁判、利用しやすく分かりやすい裁判の実現を目指して見直しが続けられています。例えば、平成10年1月1日から施行が見込まれる新民事訴訟法も同様の趣旨と目的から制定されたものであり、その適切な運用が望まれます。また、今後、司法の果たすべき役割が高まり、事件が更に増加すると見込まれます。

このような中で、最高裁判所が憲法問題や重要な意義を有する法令解釈の問題について速やかな判断を示し、その本来の責務を十分に果たすことができるようにする必要があります。そこで、新民事訴訟法は最高裁判所に対する上告制度を整備し、これにより真に最高裁判所が判断するにふさわしい事件のみに精力を集中できる環境が整えられました。同法の施行により、法令解釈の統一という最高裁判所の機能がより一層充実し、強化されるものと期待されています。



・年表

年 月	最高裁判所のあゆみ	社会の動き
昭和 22 年 5 月	日本国憲法施行 裁判所法施行 最高裁判所発足 司法研修所設置	
8 月	初代長官に三淵忠彦就任	
23 年 1 月	家事審判法施行	
3 月	死刑合憲判決	
7 月	行政事件訴訟特例法施行 検察審査会法施行	
24 年 1 月	家庭裁判所制度発足 刑事訴訟法施行 少年法施行 第 1 回最高裁判所裁判官国民審査	
5 月	最高裁判所浦和事件等について 参議院議長に申入れ	
11 月	最高裁判所庁舎（霞が関）落成式	湯川秀樹ノーベル物理学賞受賞(11月)
25 年 3 月	第 2 代長官に田中耕太郎就任	朝鮮戦争勃発 (6 月), 特需景気
4 月	裁判所書記官研修所設置	
26 年 10 月	民事調停法施行	サンフランシスコ講和会議 (9 月)
27 年 10 月	警察予備隊違憲訴訟判決	
30 年 6 月	三鷹事件判決	神武景気 (29 年～32 年) 日ソ共同宣言 (日ソ国交回復) (31 年 10 月)
32 年 5 月	家庭裁判所調査官研修所設置	なべ底不況 関門国道トンネル開通 (33 年 3 月) 東京タワー完工式 (同 12 月)
34 年 8 月	松川事件判決	岩戸景気 (33 年～36 年)
12 月	砂川事件判決	台風 15 号 (伊勢湾台風) (9 月)
35 年 6 月	苫米地事件判決	国民所得倍增計画 (12 月)・高度経済成長
10 月	第 3 代長官に横田喜三郎就任	

昭和 37 年 10 月	行政事件訴訟法施行	オリンピック景気 (37 年～39 年)
11 月	第三者所有物没収違憲判決	
38 年 6 月	奈良県ため池条例事件判決	
39 年 8 月	臨時司法制度調査会意見書提出	新潟地震 (6 月) 東海道新幹線開業・オリンピック東京大会開催 (10 月) 朝永振一郎ノーベル物理学賞受賞 (40 年 10 月)
41 年 8 月	第 4 代長官に横田正俊就任	いざなぎ景気 (40 年～45 年)
10 月	全通東京中郵事件判決	
12 月	執行官法施行	
42 年 5 月	朝日訴訟判決	川端康成ノーベル文学賞受賞 (43 年 10 月)
44 年 1 月	第 5 代長官に石田和外就任	東名高速道路全面開通 (5 月)
4 月	都教組事件判決	アポロ 11 号人類初の月面着陸 (7 月)
45 年 6 月	八幡製鉄政治献金事件判決	日本万国博覧会 (大阪) 開催 (3 月)
46 年 12 月	沖縄の復帰に伴う裁判制度の整備開始 (47 年 5 月那覇地方・家庭裁判所発足)	沖縄返還協定調印式 (6 月) ドルショック (8 月)
47 年 12 月	高田事件判決	冬季オリンピック札幌大会開催 (2 月) 日中共同声明 (日中国交樹立) (9 月)
48 年 4 月	尊属殺重罰規定違憲判決 全農林警職法事件判決	
5 月	第 6 代長官に村上朝一就任	オイルショック (10 月)
49 年 5 月	最高裁判所現庁舎落成式	
10 月	調停制度の改正 仮登記担保事件判決	
11 月	猿払事件判決	
50 年 4 月	薬事法事件違憲判決	沖縄国際海洋博開催 (7 月)
5 月	白鳥再審事件決定	
51 年 4 月	衆議院議員定数配分規定違憲判決	
5 月	旭川・岩手学力テスト事件判決	

昭和 51 年 5 月	第 7 代長官に藤林益三就任	
52 年 5 月	全通名古屋中郵事件判決	
7 月	津地鎮祭事件判決	
8 月	第 8 代長官に岡原昌男就任	
54 年 4 月	第 9 代長官に服部高顯就任	第 2 次オイルショック（昭和 53 年 12 月）
55 年 10 月	民事執行法施行	
12 月	免田再審事件決定	
56 年 3 月	日産自動車女子定年差別事件判決	
12 月	大阪国際空港訴訟判決	
57 年 10 月	第 10 代長官に寺田治郎就任	東北新幹線開業（6 月） 上越新幹線開業（11 月）
60 年 7 月	衆議院議員定数配分規定違憲判決	
11 月	第 11 代長官に矢口洪一就任	
61 年 6 月	北方ジャーナル事件判決	
62 年 4 月	森林法事件違憲判決	
9 月	有責配偶者離婚請求事件判決	
63 年 5 月	簡易裁判所の適正配置の実施	
6 月	自衛隊合祀事件判決	
平成元年 3 月	法廷内メモ不許可事件判決	昭和天皇崩御
2 年 2 月	第 12 代長官に草場良八就任	
4 月	地方裁判所・家庭裁判所支部の適正配置の実施	
3 年 1 月	民事保全法施行	湾岸戦争勃発（1 月） 長崎県雲仙岳大規模火砕流発生（6 月）
4 年 7 月	成田新法事件判決	毛利衛搭乗スペースシャトルエンデバー打上げ（9 月）
5 年 4 月	新大阪簡易裁判所，新名古屋簡易裁判所の開庁	
6 年 4 月	司法研修所移転	
9 月	新東京簡易裁判所の開庁	
7 年 2 月	ロッキード事件判決	阪神・淡路大震災（1 月）
7 月	非嫡出子相続差別訴訟決定	
11 月	第 13 代長官に三好達就任	

平成 8 年 6 月	新民事訴訟法公布	
8 月	沖縄代理署名訴訟判決	
9 月	参議院議員定数配分規定訴訟判決	